

見附市選挙管理委員会告示第22号

登録の移替えを延期する期間を定めることについて

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙につき、公職選挙法施行令第17条の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

令和8年4月27日

見附市選挙管理委員会委員長 佐野 眞砂子

登録の移替えを延期する期間

令和8年4月28日から令和8年5月31日まで